

ながさき出島インキュベータ 施設安全管理マニュアル

1. 目的

2. 関係法令の遵守とマニュアルの適用

3. 入居者の責務と中小企業基盤整備機構の役割

4. 安全管理上の留意事項

- (1) 特殊な実験等に関する特記事項
 - ① 遺伝子組み換え実験等
 - ② 病原体等微生物取扱い実験等
 - ③ 動物実験
 - ④ 危険物に関する事項
 - ⑤ 特別な対策等を要する特殊な機器設置に関する事項
- (2) 環境安全確保の留意事項
 - ① 法、条例等に基づく届出義務
 - ② 実験排水の処理
 - ③ 産業廃棄物
 - ④ 一般廃棄物

5. 事故発生時の危機管理

- (1) 事故発生時の連絡体制の整備
- (2) 事故発生時の危機管理対応

6. 施設管理上の安全管理対応

- (1) 施設管理担当者による安全管理
 - ① 入居者に対する指導
 - ② 関係行政機関等との連携
- (2) 入居者の安全管理対策
 - ① 安全管理体制
 - ② 入居者の安全管理
- (3) 施設点検
- (4) 施設のセキュリティ確保

7. 安全管理連絡会

- (1) 安全管理連絡会の設置
- (2) 安全管理連絡会の構成
- (3) 安全連絡会の任務
- (4) 安全連絡会の会議開催及び活動記録

8. その他

- (1) 各種保険加入

1. 目的

ながさき出島インキュベータ施設安全管理マニュアルは、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という）が管理するながさき出島インキュベータにおいて、ながさき出島インキュベータ入居者（以下、「入居者」という。）の安全な事業活動を確保するとともに、隣接する施設及び周辺住民等に対し危険又は迷惑を及ぼすことがないようにするために、安全管理に関する関係者への周知と必要事項を策定したものである。

2. 関係法令の遵守とマニュアルの適用

入居者は、その事業活動にあたり「労働基準法」、「労働安全衛生法」、「環境基本法」、「消防法」、「毒物及び劇物取締法」、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下、「カルタヘナ法」という。）」、「下水道法」、「水質汚濁防止法」「大気汚染防止法」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などの法律の他、長崎県または長崎市の条例など、安全衛生に関するすべての関係法令を遵守するとともに、施設利用の安全衛生管理上のルールとして本マニュアルを適用するものとする。

3. 入居者の責務と中小機構の役割

入居者は、当施設内で行う自らの事業活動の安全衛生についてすべての責務を負うものとする。

中小機構は、施設全体の安全衛生管理と入居者が行うべき安全衛生管理の的確な支援のため、関係者による安全管理連絡会の組織運営を担うとともに行政機関や学術機関等と連携して入居者の安全衛生管理に関する周知や啓発の中心的な役割を負うものとする。

4. 安全管理上の留意事項

(1) 特殊な実験等に関する特記事項

本施設で行う安全管理上特別な管理等を要する各種研究・実験、またこれに必要な実験等機器については、本マニュアル策定の目的に則り定めた規程を遵守するものとする。

① 遺伝子組み換え実験等

本施設では、「カルタヘナ法」に準拠する実験等について、「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成16年文部科学省・環境省令第1号）」に定める拡散防止措置の区分の「P2」レベル以下の実験が可能である。また実験実施にあたっては、別途中小機構で定める「ながさき出島インキュベータ遺伝子組換え実験等安全管理規程」を遵守するものとする。

入居者は独自に、上記規程に従い、主に以下項目等を定めた遺伝子組み換え実験に関する安全管理規程を作成し、実験等の安全確保の責任を負うものとし、各入居者規程に則し、以下の内容等を中小機構に報告するものとする。

- ・安全委員会の設置

- ・安全管理体制の構築（安全主任者の任命）
- ・実験計画の策定（実験管理者の任命も含む）
- ・拡散防止措置
- ・教育訓練
- ・緊急事態発生時の措置

②微生物等取扱い実験

本施設における実験実施にあたっては、別途中小機構で定める「ながさき出島インキュベータ微生物等取扱い安全管理規程」を遵守するものとする。

入居者は独自に、上記規程に従い、主に以下項目等を定めた遺伝子組み換え実験に関する安全管理規程を作成するものとし、各入居者規程に則し、以下の内容等を中小機構に報告するものとする。

- ・安全委員会の設置
- ・安全管理体制の構築
- ・実験計画の策定
- ・拡散防止措置
- ・教育訓練
- ・緊急事態発生時の措置

③ 動物実験

本施設では、「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 68 号）」及び「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年環境省告示第 88 号）」及び文部科学省が策定した「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年 6 月）」等の関係法令を遵守するものとする。また、動物を取り扱うことにより生ずる不都合（動物異臭、汚物処理に伴う異臭、動物死体・臓器・実験廃棄物の処理など）に十分配慮し、その対策を講ずるものとする。

これら法令を遵守のうえ入居者が動物実験（遺伝子組換え動物を含む）を行う場合は、小動物までを範囲として、事前に中小機構に相談し、中小機構の許可を受けるものとする。

④危険物に関する事項

入居者が、消防法に定める危険物、毒物及び劇物取締法に定める毒物又は劇物その他の危険物の製造、持込又は保管等を行おうとする場合には、事前に危険物質等の種類、最大保有量、保管方法を定め、機構に書面にて届け出ること。なお、施設内の保有量は必要最小限とすることとする。

上記に関わらず、危険物の持込・使用・保管に当たり、消防法その他の法令や自治体の条例等により行政庁に許可申請や届出等を要する危険物の持込等については、機構へ届出ののちに当該行政庁との所要の手続きを行い、行政手続きが完了したのち手続関係書類の写しを添えて書面にて機構へ申請し承諾を得てから当該危険物の持込等を行うこととする。

消防署に対する「少量危険物貯蔵取扱所」の届出は入居者にて行うこととし、必要とされる設備等は入居者の負担により設置するものとする。

なお、原則として、消防法に定める危険物の第四類（引火性液体）に分類される危険物のうち「特殊引火物、第1石油類、アルコール類」については数量を問わず貯蔵できないものとし、これ以外の危険物についても指定数量の1.0倍以上の貯蔵はできないものとする。

※ 本施設が入居者向けに有償で貸し出す屋外倉庫については、上記第四類の貯蔵が可能である。

⑤特別な対策等を要する特殊な機器設置に関する事項

本施設での放射線物質に係る研究については、禁止する。その他放射線を発生させる装置等特別な措置を要する機器の使用に関しては、事前に中小機構に相談のうえ、中小機構の許可を受けるものとする。

⑥検査を業として行う場合

衛生検査所(人体から排出され、又は採取された検体について第二条に規定する検査を業として行う場所)を開設しようとする場合は、厚生労働省令の定めるところにより、市長の登録を受けなければならない。

(2) 環境安全確保の留意事項

① 法、条例等に基づく届出義務

法令等に基づき、行政への届出義務を各入居者に行うものとする。届出義務を負う入居者には、行政関連窓口にて必要な諸手続きを行うものとする。また、届出等の必要書類の写しを中小機構へ提出するものとする。

(例：特定施設設置届け 等)

また、居室備え付けの排水口に排水する場合は、法律に基づき、長崎市への特定施設設置の届出を行うこと。

② 実験排水の処理

各居室からの実験排水は、原則として、三次洗浄水以降で長崎市の排水基準を満たしたものとし、原液、一次および二次洗浄廃液については入居者で個別に産業廃棄物として処理するものとする。

③ 産業廃棄物

産業廃棄物は各入居者の居室内に保管し、入居者各自が直接処理業者と契約の上、入居者の責任・負担で処理するものとする。

④ 一般廃棄物

一般廃棄物は分別を行ったうえ指定曜日に本施設屋外ゴミ置き場に出すこととする。

なお、引っ越しの際に発生する大量の一般廃棄物処理等は、入居者にて処理するものとする。

5. 事故発生時の危機管理

(1) 事故発生時の連絡体制の整備

中小機構のながさき出島インキュベータ管理担当者（以下「施設管理担当者」という。）は、事故が発生した場合を想定し、関係者に正確に情報が通報されるよう、緊急時の連絡網を策定し、関係者に周知する。

（例）事故や異常事態の通報は、原則として24時間体制で機能している委託警備会社 セコム㈱（緊急連絡先の登録）を経由し、常駐インキュベーションマネージャー、消防、警察、緊急病院、関係機関（県、市等）、入居者等に同時通報されるシステムをとっている。特に、施設管理担当者には情報が集約する体制をとるものとする。

(2) 事故発生時の危機管理対応

施設管理担当者は、事前に事故が発生した場合を想定し、関係者が連絡を受けた場合の緊急時対応計画等を検討するものとする。

6. 施設管理上の安全管理対応

(1) 施設管理担当者による安全管理

① 入居者に対する指導

施設管理担当者は、入居者の事業計画書、模様替え等承諾申請書、工作物等設置承諾申請書、危険物の製造、持込、保管等承諾申請書及びヒアリング等を通じて入居者の施設利用及び安全管理対応を確認のうえ、必要に応じ行政機関等の指導を仰ぎ、入居者活動上の安全性の確保に努めるものとする。

② 関係行政機関等との連携

施設管理担当者は、安全管理及び環境保全関係の行政機関（消防署、警察署、県、市の環境部局等）や専門家と連携を図り、必要に応じ入居者に対するモニタリング調査の実施や安全管理関係のセミナー、イベント等の啓発活動を通じ、入居者事業活動上の安全確保に努めるものとする。

(2) 入居者の安全管理対策

① 安全管理体制

当施設の安全性を確保するために、入居者は以下の責任者及び担当者を配置し、中小機構に報告するものとする。

イ、安全管理責任者及び日常窓口担当者

ロ、防火責任者（火元責任者）及び防火管理担当者

ハ、緊急連絡先（住所、氏名、電話）原則2名以上

② 入居者の安全管理

入居者は、中小機構に対し安全管理関係書類を提出し、安全管理体制に鑑み適切な防災管理計画を立案、実行するものとする。

(3) 設備点検

中小機構は、当施設の施設管理業務を㈱アサヒファシリティズに委託しており、施設（機構管理設備を含む）の良好な維持管理を行うために施設点検等を行い、施設・設備の安全確保を図るものとし、施設管理担当者は、以下の業務内容を把握し、施設・設備の異常がないか、常時留意するものとする。

施設管理業務（安全管理関係）の内容

(a) 設備管理業務

- ・ 消防設備（消火器、自動火災報知設備、非常照明設備等の法定点検）
- ・ 昇降機設備（法定点検、定期点検）
- ・ 防火扉（定期点検）
- ・ 自動扉（定期点検）
- ・ 緊急シャワー（定期点検）
- ・ 空調換気設備（定期点検）
- ・ 給排水衛生設備（受水槽、中和処理装置等の点検）

(b) 消耗品交換・補充業務

(c) 各種代行業務（受変電設備：電気主任技術者等の代行）

(d) その他業務（清掃業務・植栽管理）

施設管理担当者は、入居者による管理施設（模様替えによる内装設備、工作物、持込危険物等）については、入居者に定期的に点検を行う等の指導を行い、確認するものとする。

(4) 施設のセキュリティ確保

中小機構は、当施設の施設機械警備業務をセコム㈱に委託しており、地域事情及び施設の特徴に合わせた警備形態をとり、施設のセキュリティ確保を図っている。

その他、入居者において独自セキュリティシステムを構築する場合は、施設セキュリティシステムと十分連携を図るものとする。

施設機械警備業務の委託

- ①目的：機械警備機器等を整備し、施設に係る盗難を防止するとともに、設備警報盤異常の監視、通報及びその他の不良行為の排除と施設・物品の保全を図るものとする。

- ②業務内容：(a) 火災・不法侵入及び総合警報盤異常の監視、通報、不良行為の拡大防止
 - (b) 事故及び設備等の異常発生時における関係先等への通報連絡
 - (c) 各種定期報告書及び事故報告書の提出
- ③警備設備：(a) 居室内侵入者に対し、人感センサー型感知設備配置
 - (b) 廊下側扉の開閉に対し、マグネットセンサー型感知設備配置

7. 安全管理連絡会

(1) 安全管理連絡会の設置

施設管理担当者は、入居者事業活動上の安全管理を確認し、かつ安全管理に関する情報を共有することにより、施設全体の安全を確保し周辺住民等に危険又は迷惑を及ぼさないようにするために、本施設内に関係者等で構成する安全管理連絡会を設置するものとする。

(2) 安全管理連絡会の構成

安全管理連絡会は以下により構成するものとし、その運営事務局は中小機構の構成員が担う。

なお、必要に応じて、構成員に有識者を招へいするものとする。

- ①施設管理担当者
- ②中小機構九州本部 支援拠点サポート課
- ③警備会社、施設管理会社の各責任者
- ④入居企業の安全管理責任者
- ⑤長崎市 経済局商工部 産業雇用政策課

(3) 安全管理連絡会の任務

安全管理連絡会は、主として以下の任務を負う。

- ①安全管理連絡会の会議の開催及び運営
- ②入居者の事業活動上の安全管理・消防計画に係る確認及び情報収集
- ③安全活動方針、入居者に対する啓発活動方針の検討
- ④入居者に対する安全管理の周知
- ⑤緊急時対応計画の検討
- ⑥その他、施設の安全管理に関する事項

(4) 安全管理連絡会の会議開催及び活動記録

- ①安全管理連絡会の会議は原則として、年1回、定例会を開催するほか、必要に応じて中小機構が招集する。
- ②中小機構は、安全管理連絡会の会議を開催した時には議事録を作成しこれを保管する。

8. その他

(1) 各種保険加入

①入居者

入居者は、自らの事業活動についてすべての責務を負うものとする。なお、入居者は、自らの負担で施設内における人的被害、損害並びに機械設備等の財産に対する危険、損害を担保、補填する一助として、保険会社と損害保険契約を結ぶ等の対応に努めるものとする。

②中小機構

中小機構は火災等のリスク移転のため、ながさき出島インキュベータについて、(a) 普通火災保険、(b) 設賠償責任保険（漏水担保特約等付）に加入し、施設管理担当者はその内容（事故時の対応含む）等を確認しておくものとする。

(a) 普通火災保険

火災、落雷、破裂、爆発、風災、ヒョウ災、雪災によって建物内造作に生じた損害を補償する。

(b) 施設賠償責任保険

建物や施設等の機構所有物に瑕疵や管理上の不備があり、それに起因して事故が起きた場合の損害を補償する。

（例）蛍光灯の落下や階段の手すりが外れて通行者がけがをした場合 など
なお、施設賠償責任保険には、以下の追加特約事項を付保する。

(ア) 漏水担保特約

（賠償責任保険に特約を追加して担保または総合賠償責任保険普通約款で担保）
雨漏りや水道管破裂等による損害を担保する特約を付保する。

(イ) 追加被保険者特約

（賠償責任保険または総合賠償責任保険に特約を追加して担保）

主契約で被保険者となる中小機構に加えて、入居者を被保険者とするための特約を付保する。

(ウ) 交差責任担保特約

（賠償責任保険または総合賠償責任保険に特約を追加して担保）

被保険者間を互いに他人とみなし、中小機構から入居者、あるいは入居者から中小機構への関係にあっても保険金の対象となる特約を付保する。

(エ) 昇降機賠償責任担保

（賠償責任保険に特約を追加して担保または総合賠償責任保険普通約款で担保）
昇降機の故障等で損害を与えた場合等を担保する特約を付保する。